

宮城県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱

(通則)

第1 中山間地域等直接支払交付金、日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）（以下「交付金等」という。）の交付については、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要領」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知。以下「交付金実施要領の運用」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知。平成28年4月1日付け27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）並びに中山間地域等直接支払いに関する宮城県知事が指定する特認の事項（県特認基準）（平成12年7月24日付けむら推第154号。以下「特認基準」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2 交付金は、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保することを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第3 知事は、市町村が行う別表1に掲げる事業（以下、「交付金事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として県が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金等を交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率・補助率は、別表1及び別表2に定めるところによる。

(申請手続)

第4 規則第3条第1項の規定による交付金等の交付申請書の様式は、宮城県中山間地域等直接支払交付金事業にあっては別記様式第1号、宮城県日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）にあっては別記様式第1号の2のとおりとし、その提出期限は知事が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第5 知事は、第4の規定により交付金等の交付の申請を受けた場合には、規則第4条第1項の規定により当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、交付金等を交付すべきと認めるときは、速やかに交付金等の交付決定を行い、市町村長に通知するものとする。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付金事業等の内容及び経費の配分の変更を必要とする場合は、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 別表1の交付対象事業経費の相互間の流用はしないこと。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式3号により知事の承認を受けること。
- (4) 交付金事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の状況、経費の収入、その他交付金事業等に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを交付金等の交付の年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

2 市町村長は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7 規則第7条第1項の規定による交付金等の交付の申請の取下げは、交付金等の交付の決定を受けた日から15日以内に行うことができる。

(債権譲渡等の禁止)

第8 市町村長は、第5第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(取消し)

第9 知事は、第6第1項第3号の規定による交付事業等の中止または廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付金等の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 交付金等を交付金事業等以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付金事業等に関して不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付金等交付対象者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 交付金等交付対象者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金等が交付されているときは、期限を付して当該交付金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 前2項に規定する交付金等の返還及び加算金の納付期日は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がなされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(状況報告)

- 第10 規則第10条の規定による報告は、交付金等の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに提出しなければならない。ただし、別紙様式第8号により概算払請求書を提出した場合には、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、当該交付事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績等の報告)

- 第11 規則第12条の規定による報告は、交付金事業等の完了の日（交付金事業等の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して1か月を経過した日又は県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに実績報告書（別記様式第6号）を提出しなければならない。
- 2 交付金事業等の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金等の額の確定等)

- 第12 知事は、第11に規定する実績報告書の提出を受けた場合においては、規則第13条の規定により、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、その報告に係

る交付金事業等の成果が交付金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金等の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、市町村長に交付すべき交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、その超える部分の交付金等の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内（ただし、当該交付金等の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、この期限によることが難しい場合は、90日以内で知事が定める日とすることができる。）とし、期限内に納付がなされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第13 市町村長は、第12第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11第1項に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第12第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第12第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付金の経理）

第14 第6第1項第5号に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

- 2 第4の規定による交付の申請、第6の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第7の規定による申請の取下げ、第10の規定による状況報告、第11による実績報告及び第15の規定による概算払請求（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、原則として電磁的方法により作成し、提出することとする（天災、事故等やむを得ない事情がある場合を除く）。

なお、電磁的方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

（交付金等の交付方法）

第15 交付金等は、概算払により交付するものとし、その請求書の様式は、別記様式第8号によるものとする。

(間接交付金の交付)

第 16 交付金の交付を受けた市町村長は、交付金交付対象者に対して、この要綱の各規定に準じて交付金を交付するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第 17 規則第 2 1 条第 2 号及び第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加額が 5 0 万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第 18 規則第 2 1 条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）を勘案し、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 3 1 年農林省令第 1 8 号）第 5 条に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、取得財産等について、処分制限期間内において、知事の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(残存物件の処理)

第 19 市町村長は、交付事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 8 日から施行し、令和 6 年度予算に係る交付金等に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

別表 1

交付対象経費	経 費 の 内 容	補助率等	重要な変更
			事業内容等の変更
1 中山間地域等直接支払交付金	交付金実施要領第6により市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費	別表2のとおり	交付金の30%を超える変更
2 日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)	市町村が推進交付金交付等要綱別紙2の第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定 額	交付金の30%を超える変更

別表 2

中山間地域等直接支払交付金事業の補助率

中山間地域等直接支払交付金事業の補助率は、次に掲げる 1 及び 2 とする。

なお、通常基準とは、交付金実施要領第 4 の 2 の (1) から (5) までの基準を、特認基準とは、交付金実施要領第 4 の 2 の (6) により特認基準で定めた基準をいう。

1 傾斜農用地等の交付補助率

地 目	区 分	通常基準			特認基準		
		国	県	市町村	国	県	市町村
田	急傾斜（勾配 1/20 以上）	1/2	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3
	緩傾斜（勾配 1/100 以上 1/20 未満）	1/2	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3
	小区画・不整形	1/2	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3
畑	急傾斜（勾配 15 度以上）	1/2	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3
	緩傾斜（勾配 8 度以上 15 度未満）	1/2	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3
草 地	急傾斜（勾配 15 度以上）	1/2	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3
	緩傾斜（勾配 8 度以上 15 度未満）	1/2	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3
	草地比率の高い草地	1/2	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3
採草 放牧地	急傾斜（勾配 15 度以上）	1/2	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3
	緩傾斜（勾配 8 度以上 15 度未満）	1/2	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3

注 1 国の交付額は 1/2 相当額、県の交付額は 1/4 相当額、市町村の交付額は 1/4 相当額とし交付金額の端数金額は対象市町村負担とする。

注 2 交付金実施要領第 4 の 2 の (2) 及び (4) のイに該当する農地については緩傾斜の単価と同額とする。

2 加算措置の交付補助率

地 目	通常基準			特認基準		
	国	県	市町村	国	県	市町村
田	1 / 2	1 / 4	1 / 4	1 / 3	1 / 3	1 / 3
畑	1 / 2	1 / 4	1 / 4	1 / 3	1 / 3	1 / 3
草 地	1 / 2	1 / 4	1 / 4	1 / 3	1 / 3	1 / 3
採草放牧地	1 / 2	1 / 4	1 / 4	1 / 3	1 / 3	1 / 3

別記様式第1号（第4関係）

年度宮城県中山間地域等直接支払交付金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年度において宮城県中山間地域等直接支払交付金事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、中山間地域等直接支払交付金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(1) 中山間地域等直接支払交付金交付計画

(単位：円)

区 分	交付額	うち		前年度交付額	うち	
		国費	県費		国費	県費
田						
畑						
草地						
採草放牧地						
計						

(2) 集落協定及び個別協定の締結予定（実績）

（単位：件、戸、㎡）

区 分	協定締結数	協定参加者数	農地面積	備 考
集 落 協 定				
個 別 協 定				
計				

注）集落協定の参加農家数は、協定に参加している延べ農家数を記入
 個別協定の参加農家数は、協定認定者数を記入

3 経費の配分及び負担区分

区分	交付事業に要する 経費 (A+B+C)	負 担 区 分		
		国庫交付金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)
中山間地域等直接 支払交付金	円	円	円	円
1 通常基準				
2 特認基準				
計				

4 事業完了（予定）年月日

5 参考資料

(1) 中山間地域等直接支払交付金の交付内訳
 別紙のとおり

(2) 集落協定における直接支払交付金の使用実績（精算時記載）

交付金総額	共同取組活動分		個人分	
	金額	割合	金額	割合
千円	千円	%	千円	%

注 5（1）の別紙の様式は、宮城県中山間地域等直接支払交付金等交付事業実施細則第3の2の規定に基づき提出する所要額調書様式とする。

別記様式第1号の2（第4関係）

年度宮城県日本型直接支払推進交付金事業
（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年度において宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、金 円
の交付を申請します。

記

添付書類 別紙のとおり

注 添付書類の別紙の様式は、別紙2-2とする。

(別紙2-2)

年度日本型直接支払推進交付金
(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)
市町村推進事業実施計画書 (実績報告書)

1. 促進計画の策定 (実績)

策定時期	備考
月	

2. 推進・指導等

(1) 説明会等の開催計画 (実績)

開催時期	説明内容	備考
月		

(2) 推進・指導等の計画 (実績)

実施時期	内容	備考
月		

(3) 審査・通知等の計画 (実績)

実施時期	内容・件数等	備考
月		

(4) 推進に関する手引き等の作成計画 (実績)

資料の内容	配布先	作成部数	備考
		部	

3. 実施状況の確認事務 (実績)

確認時期	体制・件数等	備考
月		

4. 基準検討会の実施

(1) 構成員

名称 (設立年月日)	構成員		備考
	氏名	所属・職名	

(2) 基準検討会の開催計画 (実績)

開催時期	検討内容	備考
月		

5. その他推進事業の実施に必要な事項

(1) 集落協定の広域化計画（実績）

広域化前協定数	広域化後協定数	備考
協定	協定	

(2) その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・事業量等	備考
月		

6. 経費の配分

市町村推進事業に要する経費 （又は要した経費）	負担区分		
	国費	都道府県費	市町村費
千円	千円	千円	千円

7. 事業の完了予定年月日（完了年月日）

年 月 日

(別紙2-2別添)

日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業） 市町村推進事業の経費の配分

(単位：円)

区分	対象経費				市町村推進事業に要する経費 (又は要した経費)	備考
	事業項目	旅費	諸謝金	委託費		
市町村推進事業						
(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						
(1)促進計画の策定						
(2)推進・指導等						
(3)実施状況の 確認事務						
(4)基準検討会の実施						
(5)集落協定の 広域化計画の策定						
(6)その他推進事業の 実施に必要な事項						

注：備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

別記様式第2号（第6関係）

年度宮城県中山間地域等直接支払交付金事業
（宮城県日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））
計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました宮城県中山間地域等直接支払交付金事業（宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））について、下記のとおり計画を変更し〔、金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されるよう申請します。

なお、その他については、申請書記載のとおりとします。

記

記載事項については、別記様式第1号（第1号の2）の記に準ずる。

注1 交付金等交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

注2 宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）の場合は、（ ）書き部分を記載すること。

注3 金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

別記様式第3号（第6関係）

年度宮城県中山間地域等直接支払交付金事業
（宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））
中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知（及び 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で変更通知）のありました宮城県中山間地域等直接支払交付金事業（宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間
- 4 今後の見通しと対策
- 5 添付書類
（1）事業経過報告
（2）収支執行状況書

注 宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）の場合は、（ ）書き部分を記載すること。

別記様式第4号（第6関係）

年度宮城県中山間地域等直接支払交付金事業
（宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））
遅延届出書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知（及び 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で変更通知）のありました宮城県中山間地域等直接支払交付金事業（宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、宮城県中山間地域等直接支払交付金交付要綱第6の規定に基づき届け出ます。

記

1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由及び今後の対処方針

2 交付事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
宮城県中山間地域等 直接支払交付金事業 (宮城県日本型直接 支払推進交付金事業 (中山間地域等直接 支払交付金に係る推 進事業))	円	円	%	円		

注1 括弧内は、該当するものを記載すること。

注2 交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第10関係）

年度宮城県中山間地域等直接支払交付金事業
（宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知（及び 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で変更通知）のありました宮城県中山間地域等直接支払交付金事業（宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））について、宮城県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第10の規定により、下記のとおり交付事業の遂行状況を報告します。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
宮城県中山間地域等直接支払交付金事業 （宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））	円	円	%	円		

注1 区分欄には、別記様式第1号の記の様式の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。

注2 宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）の場合は、（ ）書き部分を記載すること。

別記様式第6号（第11関係）

年度宮城県中山間地域等直接支払交付金事業
（宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））
実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知（及び 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で変更通知）のありました宮城県中山間地域等直接支払交付金事業（宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

また、併せて精算額として金 円の交付を請求します。

記

注1 記の記載事項は、交付申請書様式の記の記載要領に準ずるものとする。

注2 宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）の場合は、（ ）書き部分を記載すること。

注3 下線部は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。

別記様式第7号（第11関係）

年度宮城県中山間地域等直接支払交付金事業
 （宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））
 年度終了実績報告書

番 号
 年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知（及び 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で変更通知）のありました宮城県中山間地域等直接支払交付金事業（宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））について、宮城県中山間地域等直接支払交付金交付要綱第11第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費(A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 ○○○○ ○○○○	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 ○○○○							
合 計							

注1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）

注2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

注3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第8号（第15関係）

年度宮城県中山間地域等直接支払交付金
 （宮城県日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））
 概算払請求書

番 号
 年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知（及び 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で変更通知）のありました宮城県中山間地域等直接支払交付金事業（宮城県日本型直接支払推進交付金事業（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））について、下記により金 円を概算払によって交付されますよう請求します。
 また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	交付金事業に要する経費	国庫等交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 ○月○日現在の出来高	今回請求額 (C)		残 額 (A)-(B)+(C))		事業完了予定年月日	備考
			金 額	出来高比率		金 額	○月○日まで予定出来高	金 額	○月○日まで予定出来高		
宮城県中山間地域等直接支払交付金 (宮城県日本型直接支払推進交付金事業(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業))	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

振込先： 金融機関名 (口座番号 ○○○○)

種別： 普通・当座

口座名義人： ○○市(町村)会計管理者 ○○○○
 (フリガナ)：

注1 交付金事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。

注2 宮城県日本型直接支払推進交付金事業(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)の場合は、()書き部分を記載すること。

注3 下線部は、第10第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。